

労働契約法

1 目的(法第1条)

労働契約法は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

2 定義(法第2条)

- (1) 労働契約法において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。
- (2) 労働契約法において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

3 労働契約の原則(法第3条)

- (1) 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。
- (2) 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。
- (3) 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。
- (4) 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。
- (5) 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。